

地縁による団体の認可事務の状況等に  
関する調査結果

平成26年3月

総務省自治行政局住民制度課

## I 調査対象

地方自治法（以下「法」という。）第 260 条の 2 第 1 項に定める自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（本調査において「地縁団体」という。）で、その区域の住民相互の連絡を行う等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするもの（婦人会、子供会、青年団等の団体は含まない。）のうち、同項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するために市町村長の認可を受けた「認可地縁団体」の状況について調査したものである。

## II 調査基準日

本調査の基準日は、原則として平成25年4月1日とする。

### Ⅲ 調査結果

#### 1 地縁団体の名称別総数の状況

今回の調査により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した地縁団体の総数及び名称別内訳は、表 1 のとおりである（「参考資料 表 1 地縁団体の名称別総数一覧」参照）。

表 1 (単位：団体、%)

区 分	自治会	町内会	町 会	部落会	区 会	区	その他	合 計
団体数 構成比	130,921 (43.8)	66,637 (22.3)	18,557 (6.2)	5,746 (1.9)	4,166 (1.4)	37,778 (12.6)	34,895 (11.7)	298,700 (100.0)

#### 2 年度別認可地縁団体総数等の状況

##### (1) 年度別認可地縁団体数

法第 260 条の 2 第 2 項に定められた要件に該当する地縁団体の代表者が、市町村長に認可を申請し、市町村長はこの要件に該当していると認めるときは認可することとなり、また、法第 260 条の 2 第 14 項により、認可地縁団体が所定の要件を欠くこととなった等の場合には、当該市町村長はその認可を取り消すことができることとされている。

平成 20 年度以降の各年度の末日時点における認可地縁団体の総数等は、表 2 のとおりである（「参考資料 表 2 年度別認可地縁団体総数一覧」参照）。

表 2 (単位：団体、%)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
認可地縁団体総数 (対前年度増加率)	37,297 ( - )	39,090 (4.8)	40,776 (4.3)	42,397 (4.0)	44,008 (3.8)
当該期間中の認可団体数	1,721	1,801	1,691	1,632	1,619
当該期間中の認可取消団体数	32	8	5	11	8

(注)「認可地縁団体総数」とは、各年度の末日時点における認可地縁団体の総数である。

## (2) 認可地縁団体所在市町村数

今回の調査は全ての市町村が対象となっており、このうち、認可地縁団体が所在する市町村数は以下のとおりである（「参考資料 表3 認可地縁団体所在市町村数一覧」参照）。

市町村総数	1,742	団体(a)
認可地縁団体所在市町村総数	1,445	団体(b)
割合((b)/(a))	83.0	%

(注)「市町村総数」は、平成25年4月1日現在のものである。

## 3 目的別認可地縁団体数の状況

法第260条の2第2項第4号において、地縁団体が認可を申請する際には、当該地縁団体の目的等を掲げた規約を定めていることが必要があり、その目的には、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが求められている。

認可地縁団体を規約に定められた目的別に分類すると、表3のとおりである。

表3（複数回答あり）

（単位：団体、%）

区 分	団体数(割合)
住民相互の連絡（回覧版、会報の回付等）	37,571 (85.4)
集会施設の維持管理	34,103 (77.5)
区域の環境美化、清掃活動	36,531 (83.0)
道路、街路灯等の整備・修繕等	8,287 (18.8)
防災、防火	13,548 (30.8)
交通安全、防犯	11,733 (26.7)
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催	12,083 (27.5)
スポーツ・レクリエーション活動	12,617 (28.7)
文化レクリエーション活動	13,277 (30.2)
慶弔	3,983 (9.1)
独居老人訪問等社会福祉活動	5,852 (13.3)
行政機関に対する要望、陳情等	5,273 (12.0)
その他	11,663 (26.5)

(注)「割合」は、認可地縁団体総数に対する割合である。

#### 4 認可地縁団体の認可時における構成員数の規模別地縁団体数等の状況

法第 260 条の 2 第 2 項第 3 号において、地縁団体の認可要件の一つとして「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」とされている。

認可地縁団体の認可時における構成員数の規模別認可地縁団体数及び加入率別内訳の状況は、表 4 のとおりである。

表 4

(単位：団体)

区 分	認可地縁 団 体 数	加 入 率 別 内 訳			
		50%未満	50~70 %	70~90 %	90 ~ 100 %
50人未満	776	62	62	144	508
50人以上～ 100人未満	1,312	53	128	293	838
100人以上～ 300人未満	3,106	55	320	789	1,942
300人以上～ 500人未満	1,237	21	197	358	661
500人以上～ 1000人未満	1,099	32	208	383	476
1000人以上	931	25	260	356	290
合 計	8,461	248	1,175	2,323	4,715

(注)「認可地縁団体数」は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日までの間に認可を受けた地縁団体の数である。

(注)「加入率」は、区域内の住民総数に対する認可地縁団体の認可時における構成員数の割合である。

(注)東日本大震災により認可当時の資料が滅失したため、規模及び加入率が不明である団体が 3 団体ある。

#### 5 地縁団体認可のための事務処理日数別件数の状況

##### (1) 認可申請受理から認可決定までの所要日数別件数

法第 260 条の 2 第 5 項において、地縁団体から認可申請を受理した市町村長は、所定の要件に該当していると認めるときは認可しなければならないとされている。

具体的に認可申請を市町村長が受理し、市町村長が認可決定をするまでに要した事務処理の日数別にその件数を表すと、表 5 - 1 のとおりである。

表 5 - 1

(単位：団体、%)

区 分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
1週間以内	706 (41.0)	715 (39.7)	677 (40.1)	654 (40.1)	616 (38.1)
1週間超 2週間以内	503 (29.2)	576 (32.0)	478 (28.3)	511 (31.3)	533 (32.9)
2週間超 3週間以内	176 (10.2)	196 (10.9)	220 (13.0)	198 (12.1)	175 (10.8)
3週間超 4週間以内	148 ( 8.6)	142 ( 7.9)	150 ( 8.9)	103 ( 6.3)	132 ( 8.2)
4週間超 6週間以内	114 ( 6.6)	93 ( 5.2)	87 ( 5.1)	79 ( 4.8)	98 ( 6.1)
6週間超 8週間以内	35 ( 2.0)	46 ( 2.6)	40 ( 2.4)	43 ( 2.6)	29 ( 1.8)
8週間超	38 ( 2.2)	33 ( 1.8)	38 ( 2.2)	44 ( 2.7)	35 ( 2.2)
合 計	1,720 (100.0)	1,801 (100.0)	1,690 (100.0)	1,632 (100.0)	1,618 (100.0)

## (2) 地縁団体の認可時に係る標準処理期間の設定市町村数

行政手続法第6条では、行政庁が申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めることとされており、この趣旨に則り、地縁団体の認可事務に係る標準処理期間を設けている市町村数は、表5-2のとおりである。

表 5 - 2

(単位：団体、%)

区 分	団体数(構成比)
1週間以内	52 ( 15.3)
1週間超 2週間以内	140 ( 41.2)
2週間超 3週間以内	37 ( 10.9)
3週間超 4週間以内	38 ( 11.2)
4週間超 6週間以内	39 ( 11.5)
6週間超 8週間以内	15 ( 4.4)
8週間超	19 ( 5.6)
合 計	340 (100.0)

## 6 認可地縁団体の告示事項等の変更状況

### (1) 告示事項別変更届出済み認可地縁団体数

法第 260 条の 2 第 11 項の規定において、認可地縁団体で、告示された事項に変更が生じた場合、当該市町村長に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ることとされている。

告示事項変更の届出があった認可地縁団体の告示事項別の状況は、表 6-1 のとおりである。

表 6-1 (複数回答あり)

(単位：団体)

区 分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	合 計
名 称	89	271	128	106	119	713
規約に定める目的	100	204	132	108	135	679
区 域	258	425	317	345	372	1,717
事務所	1,559	1,798	1,751	1,790	1,916	8,814
代表者氏名・住所	9,567	10,516	10,889	12,014	12,242	55,228
その他	239	573	266	145	148	1,371
合 計 (純計)	9,741	10,956	11,014	12,091	12,412	56,214

(注)「合計(純計)」は、重複分を除いた純粋な合計値であり、各期間中にいずれかの告示事項を変更した認可地縁団体の実数である。

### (2) 規約事項別変更認可申請済み認可地縁団体数

法第 260 条の 3 第 2 項の規定において、認可地縁団体の規約を変更する場合には、市町村長の認可を得なければならないこととされている。

地縁団体の目的等、規約に掲げられる事項別に変更の認可を受けた認可地縁団体数の状況は、表 6-2 のとおりである。

表 6 - 2 (複数回答あり)

(単位：団体)

区 分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	合 計
目 的	122	186	128	108	136	680
名 称	83	266	126	95	96	666
区 域	315	410	315	343	368	1,751
事務所の所在地	504	716	527	567	545	2,859
構成員の資格事項	112	141	192	143	135	723
代表者関係事項	470	518	549	545	577	2,659
会議関係事項	179	285	203	272	239	1,178
資産関係事項	132	143	121	124	103	623
その他	483	1,444	629	459	477	3,492
合 計 (純計)	1,645	2,712	1,822	1,757	1,742	—

(注)「合計(純計)」は、重複分を除いた純粹な合計値であり、各期間中に  
いずれかの規約事項の変更を行った認可地縁団体の実数である。



## 7 保有資産別認可地縁団体数の状況

市町村長の認可を申請する地縁団体の代表者は、不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては保有資産目録を、申請時にこれらの不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録を申請時には備えておく必要がある。

認可地縁団体の保有資産目録及び保有予定資産目録に記載されている保有資産別の認可地縁団体数を見ると、表7のとおりである。

表7（複数回答あり）（単位：団体、％）

区 分	団体数（割合）
土地の所有権	36,097（82.0）
土地の賃借権	1,711（3.9）
建物の所有権	27,087（61.6）
建物の賃借権	235（0.5）
立木の所有権	673（1.5）
立木の抵当権	21（0.0）
国 債	76（0.2）
地方債	2（0.0）
社 債	63（0.1）
その他	1,904（4.3）

（注）「割合」は、認可地縁団体総数に対する割合である。

## 8 認可地縁団体の不動産等登記取得の状況

### (1) 不動産等登記取得の原因別認可地縁団体数

市町村長の認可を受けた地縁団体は、不動産等を有している場合、不動産等登記を取得することが可能となる。

その取得の原因別に認可地縁団体数の状況を表すと、表8-1のとおりである。

表 8 - 1

(単位：団体)

区 分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	合 計
個人名義から変更	484	526	547	483	476	2,516
複数人名義から変更	441	448	468	393	419	2,169
公共団体名義から変更	192	240	264	229	224	1,149
その他	118	225	154	165	178	840
合 計	1,235	1,439	1,433	1,270	1,297	6,674

## (2) 不動産名義変更時の問題点

認可地縁団体名義に登記を変更し、不動産等登記を取得するまでの問題点を挙げた認可地縁団体の状況は、表 8 - 2 のとおりである。

表 8 - 2

(単位：団体)

区 分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	合 計
名義人(又は相続人)の 同意を得るのが困難	63	88	55	72	91	369
構成員の同意を得るの が困難	8	12	11	14	34	79
名義変更時点の構成員 の把握が困難	25	27	15	21	23	111
法務局の登記手続に時 間を要した	16	21	5	17	24	83
法務局職員が制度を十 分に把握していない	2	2	2	5	4	15
司法書士が制度を十分 に把握していない	1	3	2	5	3	14
その他	15	14	16	18	13	76
特に問題なし	1,153	1,266	1,360	1,173	1,175	6,127

## 参 考 资 料

参考資料表1 地縁団体の名称別総数一覧

(単位:団体)

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
北海道	3,168	10,359	680	239	151	418	802	15,817
青森県	324	2,092	826	90	3	19	208	3,562
岩手県	1,779	688	4	265	137	535	593	4,001
宮城県	818	1,655	4	101	93	1,477	625	4,773
秋田県	1,224	3,029	0	911	2	26	334	5,526
山形県	1,043	1,455	188	458	91	337	813	4,385
福島県	504	1,291	315	238	419	1,776	275	4,818
茨城県	2,692	3,366	179	0	867	2,617	3,872	13,593
栃木県	3,488	1	512	0	0	488	90	4,579
群馬県	626	636	100	107	3	1,378	95	2,945
埼玉県	4,542	335	701	0	15	1,277	290	7,160
千葉県	4,177	1,211	1,458	288	370	1,930	656	10,090
東京都	4,786	367	3,209	15	0	87	648	9,112
神奈川県	5,144	1,515	230	0	15	53	339	7,296
新潟県	2,985	2,909	1	41	32	1,126	1,448	8,542
富山県	3,311	780	0	22	57	286	137	4,593
石川県	13	1,514	1,773	0	5	738	23	4,066
福井県	1,814	166	0	0	13	1,502	359	3,854
山梨県	1,504	8	0	0	1	979	67	2,559
長野県	1,508	850	501	66	259	2,199	1,560	6,943
岐阜県	5,844	469	1	0	131	730	63	7,238
静岡県	2,561	1,738	0	2	2	848	90	5,241
愛知県	2,990	7,926	2	36	95	853	1,797	13,699
三重県	4,093	92	23	0	1	630	159	4,998
滋賀県	2,468	258	0	0	0	538	141	3,405
京都府	1,496	692	0	2	0	991	360	3,541
大阪府	6,130	168	6,219	0	1	236	457	13,211
兵庫県	7,562	892	16	4	4	789	1,497	10,764
奈良県	3,632	218	0	0	6	142	98	4,096
和歌山県	2,208	654	0	0	20	909	24	3,815
鳥取県	985	518	0	417	3	364	620	2,907
島根県	3,203	2,796	1	0	6	166	485	6,657
岡山県	2,300	4,082	480	119	88	438	3,651	11,158
広島県	2,061	2,960	0	29	5	705	1,656	7,416
山口県	6,138	323	0	94	13	670	81	7,319
徳島県	2,503	2,016	1	489	91	116	291	5,507
香川県	6,707	0	0	0	0	0	49	6,756
愛媛県	2,870	1,582	0	213	55	1,278	343	6,341
高知県	847	1,115	0	1,143	647	428	532	4,712
福岡県	3,189	1,968	1,105	0	48	2,449	1,907	10,666
佐賀県	1,255	42	0	75	6	570	486	2,434
長崎県	2,815	766	4	5	182	53	611	4,436
熊本県	1,800	292	1	174	42	2,458	2,394	7,161
大分県	2,847	72	22	0	47	1,093	295	4,376
宮崎県	1,397	0	0	0	125	667	2,112	4,301
鹿児島県	4,849	771	1	88	15	175	1,339	7,238
沖縄県	721	0	0	15	0	234	123	1,093
合計	130,921	66,637	18,557	5,746	4,166	37,778	34,895	298,700

参考資料表2 年度別認可地縁団体総数一覧

(単位:団体)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
北海道	802	840	870	903	920
青森県	380	395	411	434	444
岩手県	304	322	336	350	370
宮城県	240	254	267	279	298
秋田県	679	703	744	784	822
山形県	1,336	1,367	1,409	1,440	1,457
福島県	731	770	793	817	855
茨城県	606	643	689	723	748
栃木県	571	594	609	629	656
群馬県	485	516	547	575	595
埼玉県	567	597	625	650	679
千葉県	889	934	982	1,025	1,063
東京都	839	866	892	920	952
神奈川県	983	1,027	1,088	1,123	1,155
新潟県	1,811	1,918	1,983	2,050	2,117
富山県	940	983	1,011	1,044	1,085
石川県	700	738	770	795	830
福井県	692	722	745	774	805
山梨県	190	202	213	228	239
長野県	1,098	1,151	1,216	1,267	1,326
岐阜県	977	1,027	1,061	1,118	1,164
静岡県	1,372	1,437	1,506	1,566	1,618
愛知県	1,250	1,303	1,341	1,380	1,422
三重県	935	983	1,016	1,078	1,129
滋賀県	803	878	914	937	963
京都府	597	624	644	667	693
大阪府	628	669	706	737	787
兵庫県	1,344	1,405	1,479	1,544	1,613
奈良県	376	400	437	466	486
和歌山県	483	504	526	548	579
鳥取県	484	516	548	585	614
島根県	784	811	850	875	904
岡山県	1,156	1,207	1,252	1,295	1,340
広島県	697	734	768	803	840
山口県	872	910	938	977	1,002
徳島県	97	101	105	108	114
香川県	1,018	1,071	1,118	1,144	1,170
愛媛県	473	492	514	529	556
高知県	244	263	281	300	316
福岡県	1,721	1,791	1,873	1,936	2,001
佐賀県	888	926	987	1,033	1,080
長崎県	905	946	981	1,026	1,053
熊本県	1,217	1,264	1,309	1,355	1,403
大分県	839	894	930	971	1,014
宮崎県	700	732	762	797	838
鹿児島県	1,346	1,397	1,451	1,522	1,588
沖縄県	248	263	279	290	305
合計	37,297	39,090	40,776	42,397	44,008

参考資料表3 認可地縁団体所在市町村数一覧

(単位: 団体、%)

区分	都道府県内市町村数(A)	うち所在市町村数(B)	(B)／(A)
北海道	179	95	53.1
青森県	40	34	85.0
岩手県	33	28	84.8
宮城県	35	23	65.7
秋田県	25	23	92.0
山形県	35	34	97.1
福島県	59	46	78.0
茨城県	44	41	93.2
栃木県	26	24	92.3
群馬県	35	32	91.4
埼玉県	63	53	84.1
千葉県	54	52	96.3
東京都	62	62	100.0
神奈川県	33	22	66.7
新潟県	30	26	86.7
富山県	15	14	93.3
石川県	19	18	94.7
福井県	17	16	94.1
山梨県	27	16	59.3
長野県	77	59	76.6
岐阜県	42	41	97.6
静岡県	35	34	97.1
愛知県	54	44	81.5
三重県	29	27	93.1
滋賀県	19	15	78.9
京都府	26	18	69.2
大阪府	43	39	90.7
兵庫県	41	37	90.2
奈良県	39	36	92.3
和歌山県	30	28	93.3
鳥取県	19	19	100.0
島根県	19	18	94.7
岡山県	27	26	96.3
広島県	23	22	95.7
山口県	19	17	89.5
徳島県	24	16	66.7
香川県	17	15	88.2
愛媛県	20	18	90.0
高知県	34	27	79.4
福岡県	60	51	85.0
佐賀県	20	19	95.0
長崎県	21	17	81.0
熊本県	45	38	84.4
大分県	18	16	88.9
宮崎県	26	26	100.0
鹿児島県	43	38	88.4
沖縄県	41	25	61.0
合計	1,742	1,445	83.0

※都道府県内市区町村数は平成25年4月1日現在のものである。

※(A)には北方領土6村は含んでいない。